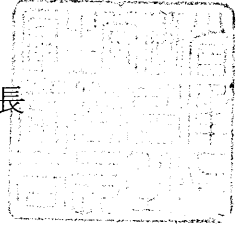




基発 0601 第 2 号
平成 30 年 6 月 1 日

中央労働災害防止協会会長 殿

厚生労働省労働基準局長



「交通労働災害防止のためのガイドライン」の改正について

労働基準行政の推進につきましては、日頃より格段のご配慮をいただき感謝申し上げます。

さて、平成 29 年の労働災害発生状況を見ると、労働災害による死亡者数は 978 人ですが、このうち、202 人が道路上における交通事故によるものです。この死亡災害の半数以上が、バス、トラック、タクシー等の事業用自動車を保有する事業場以外の事業場で発生していることを踏まえ、第 13 次労働災害防止計画においても、バス、トラック、タクシー等の事業者はもとより、それ以外の事業者に対し、「交通労働災害防止のためのガイドライン」（平成 20 年 4 月 3 日付け基発第 0403001 号別添）（以下「ガイドライン」という。）に定めた取組の徹底を図るなど、実効ある交通労働災害防止対策が展開されるよう重点的に取り組むこととされています。

このガイドラインは、労働安全衛生関係法令や「改善基準告示」等とあいまって、交通労働災害の防止を図るための指針となるものであり、これに基づき、安全管理体制の確立、適正な労働時間等の管理や走行管理、安全衛生教育の実施、意識の高揚、荷主・元請け事業者による配慮、自動車運転者の健康管理の実施等について、お願いしてきたところです。

平成 30 年 4 月 20 日に、旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令（平成 30 年国土交通省令第 40 号）が公布され、本日より施行されることを踏まえ、ガイドラインの一部を別紙（新旧対照表）のとおり改正します。

つきましては、貴会におかれましても、改正点を含め本ガイドラインの趣旨をご理解の上、会員事業場に対してその周知徹底を図られるなど、①睡眠時間の確保に配慮した適正な労働時間の管理、②乗務開始前の点呼等の実施、③早朝時間帯の走行を可能な限り避けるような走行計画の作成を始めとした、交通労働災害防止対策の推進に特段のご配慮をいただくようお願い申し上げます。

「交通労働災害防止のためのガイドライン」(平成20年4月3日付け基発第0403001号別添)の新旧対照表

	改正後	改正前
<p>第3 適正な労働時間等の管理及び走行管理の実施</p> <p>3 点呼等の実施及びその結果に基づく措置</p> <p>(1) 点呼等の実施</p> <p>事業者は、安全な運転を実施させるため、<u>運転業務従事者に乗務を開始させる前に、点呼等により、<u>疾病、疲労、睡眠不足</u>、飲酒その他の理由により安全な運転をすることができないことのおおその有無について報告を求め、その結果を記録すること。</u></p> <p>また、事業者は、乗務開始前24時間における拘束時間の合計が13時間を超える場合、睡眠時間の状況を確認すること。</p> <p>なお、点呼は対面によるものとするが、運行上やむを得ない場合は電話その他の方法で実施して差し支えないこと。</p>	<p>第3 適正な労働時間等の管理及び走行管理の実施</p> <p>3 点呼等の実施及びその結果に基づく措置</p> <p>(1) 点呼等の実施</p> <p>事業者は、安全な運転を実施させるため、<u>運転業務従事者に乗務を開始させる前に、点呼等により、<u>疾病、疲労、飲酒その他の理由により安全な運転をすることができないことのおおその有無について報告を求め、その結果を記録すること。</u></u></p> <p>また、事業者は、乗務開始前24時間における拘束時間の合計が13時間を超える場合、睡眠時間の状況を確認すること。</p> <p>なお、点呼は対面によるものとするが、運行上やむを得ない場合は電話その他の方法で実施して差し支えないこと。</p>	<p>第3 適正な労働時間等の管理及び走行管理の実施</p> <p>3 点呼等の実施及びその結果に基づく措置</p> <p>(1) 点呼等の実施</p> <p>事業者は、安全な運転を実施させるため、<u>運転業務従事者に乗務を開始させる前に、点呼等により、<u>疾病、疲労、飲酒その他の理由により安全な運転をすることができないことのおおその有無について報告を求め、その結果を記録すること。</u></u></p> <p>また、事業者は、乗務開始前24時間における拘束時間の合計が13時間を超える場合、睡眠時間の状況を確認すること。</p> <p>なお、点呼は対面によるものとするが、運行上やむを得ない場合は電話その他の方法で実施して差し支えないこと。</p>